

農林水産商工常任委員会資料

(平成25年10月4日)

【件名】

- 1 平成25年度上半期取扱事件等の概要について 1
- 2 平成25年度個別労働関係紛争処理制度周知月間の
PR活動実施計画について 5

労働委員会事務局

平成25年度上半期取扱事件等の概要について

平成25年9月30日現在

1 不当労働行為救済申立事件の取扱状況

(1) 平成25年度上半期取扱分 … 0件

2 労働争議調整事件の取扱状況

(1) 平成25年度上半期取扱分 … 1件

(2) 事件の概要

事件番号	事件名 (申請者)	調整区分	申請 月日	調整事項	終結 月日	終結 区分	調整 回数	調整員
25年 (調) 1号	A争議 (A労働組合)	あっせん	1.28	団体交渉の促進 事業所別不平等 処遇の改善	7.5	解決	4回	(公)河本 (労)小椋 (使)宮城
<p><申請に至る経緯></p> <p>○ 労働組合(申請者)が団体交渉を求めたにもかかわらず使用者(被申請者)が交渉延期回答を繰り返しているとして、労働組合が団体交渉の促進及び事業所別の不平等処遇の改善を調整事項としてあっせんで申請したものである。</p> <p><主な主張点></p> <p>○ 労働組合側： 団体交渉を申し入れたにもかかわらず、使用者は業務多忙を理由として応じないので、誠実に交渉のテーブルについてほしい。特に、休日、休憩時間の取扱が事業所ごとに異なり、不平等なので是正について交渉にに応じてほしい。</p> <p>○ 使用者側： 団体交渉を意図的に延ばしてはいない。各事業所は業務の性質がかなり異なっているので、不平等の処遇にあるという認識は持っていない。</p> <p><事件の経過></p> <p>○ 3月 7日 第1回あっせん 今回の調整事項に係るこれまでの団体交渉の経過・方法及び休日・休憩時間の取扱等について、労使双方から主張を確認したところ、双方の認識に隔たりが見られたため、団体交渉についての共通認識や団体交渉ルールの合意形成を図る必要が窺われた。</p> <p>○ 3月25日 第2回あっせん 労働組合から提示された団体交渉ルール(案)について、労使双方から意見聴取を行い、双方の主張を確認した。</p> <p>○ 4月16日 第3回あっせん 団体交渉ルール(案)について、両当事者から提出のあった意見書をもとに改めて意見聴取し、適宜助言を与えた上で、あっせん員から両当事者に団体交渉ルールについての考え方を提案し、再検討を求めた。</p> <p>○ 4月30日 第4回あっせん 前回示した「あっせん員の考え方」に対する意見聴取をするとともに適宜助言をし、その後双方個別に調整した上で、労使双方にあっせん案を提示した。諾否回答期限(7月5日)</p> <p>○ 7月 5日 労使双方からあっせん案の受諾回答があり、事件は終結した。</p>								

3 個別労働関係紛争あっせん事件の取扱状況

(1) 平成25年度上半期取扱分 … 11件

事件番号	申請者	あっせん事項	申請月日	終結月日	終結区分(処理日数)	あっせん回数	あっせん結果 打切り理由等
25年(個)4号	労働者	賃金の減額について	3.29	4.8	取下げ(11日)	—	申請者があっせんを継続しない旨を表明
25年(個)5号	労働者	精神的苦痛に対する慰謝料の請求	4.10	4.24	打切り(15日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
25年(個)6号	労働者	解雇に関する話合い	4.19	5.10	解決(22日)	1回	解決金の支払等で合意
25年(個)7号	労働者	転勤拒否による不当解雇	5.27	6.17	取下げ(22日)	—	申請者があっせんを継続しない旨を表明
25年(個)8号	労働者	未払賃金の請求	5.30	7.3	解決(35日)	1回	解決金の支払等で合意
25年(個)9号	労働者	退職に関する話合い	5.30	6.25	打切り(27日)	1回	被申請者があっせん案を不受諾
25年(個)10号	労働者	未払賃金の請求	6.6	6.14	取下げ(9日)	—	申請者があっせんを継続しない旨を表明
25年(個)11号	労働者	配置転換に関する話合い	6.23	9.17	打切り(87日)	—	被申請者があっせんに不参加の意思を表明
25年(個)12号	労働者	離職に関する話合い	7.19	8.12	関与解決(25日)	—	実情調査を契機に自主解決
25年(個)13号	労働者	離職理由の変更	8.19	8.28	解決(10日)	1回	解決金の支払等で合意
25年(個)14号	労働者	離職に関する話合い	8.22	9.9	解決(19日)	1回	解決金の支払等で合意

(2) 平成25年度上半期取扱事件の分類

件数 (重複集計) [件]	紛争内容(重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
21	8	11	0	2	0
件数 (実数集計) [件]	処理状況(実数集計) [件]				
	解決	取下げ	打切り	不開始	係属中
11	5	3	3	0	0

平均処理日数	25.6日
解決率	62.5%

※解決率…(解決)÷{(解決)+(打切り)}

4 個別労働関係紛争に係る労働相談の取扱状況

件数 (重複集計) [件]	相談内容(重複集計) [件]				
	経営又は人事 (解雇等)	賃金等 (未払等)	労働条件等 (時間外勤務等)	職場の人間関係 (嫌がらせ等)	その他
127	32	23	33	16	23
件数 (実数集計) [件]	対応状況(実数集計) [回]				
	あつせん 制度説明	助言・傾聴	法令説明	他機関紹介	
82	9	49	0	24	

5 取扱事件数等の推移

年度		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
区分							
不当労働行為救済申立 (係属)		0	0	0	1	1	0
労働争議調整 (新規受付)		4	1	4	0	2	3
個別労働関係紛争 あつせん	新規 受付	19 (全国5位)	27 (全国3位)	29 (全国7位)	17 (全国8位)	30 (全国1位)	29 (全国1位)
	解決 率	52.9%	69.6%	63.0%	62.5%	81.8%	76.9%
	平均 処理 日数	19.2日	36.6日	38.1日	58.7日	44.0日	38.8日
個別労働関係紛争 労働相談	実数	98	136	110	194	304	232
	重複	116	179	143	285	551	385

区分	年度	23年度	23年度	24年度	24年度	25年度
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
個別労働関係紛争 あっせん (新規受付)		14	16	16	13	10
個別労働関係紛争 労働相談	実数	138	166	139	93	82
	重複	243	308	251	134	127

[参考]

- 経済社会の変遷、産業構造の変化、労働組合の組織力の低下などにより、労働委員会が取り扱う集団的労使紛争が減少、他方、個別労働関係紛争が増加。
- ・集団的労使関係：労働者の団結体である労働組合の結成、組織及び団結体と使用者（又はその団体）、との団体交渉を中心とした関係
 - ・個別労働関係：個々の労働者と使用者との間の、労働契約の締結、展開、終了をめぐる関係

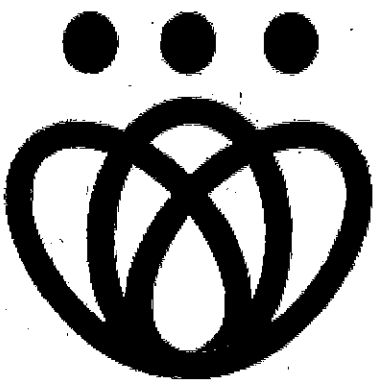
◎国は、平成13年に「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」を制定、同年10月1日施行。

○これを受け本県では、翌年3月に「鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例」を制定、同年4月1日施行。「あっせんに関する事務」を知事から労働委員会に委任。

○平成17年度からは、知事の事務の補助執行として労働委員会（事務局）による労働相談を実施。

○平成21年度には、県民の利便性の向上及び県民への周知を強化する目的で、労働委員会に「個別労使紛争解決支援センター（愛称：労使ネットとっとり）」を創設し、ロゴマークを決定。

鳥取県労働委員会
個別労働紛争解決支援センター【労使ネットとっとり】



労使ネットとっとり

労使ネットの役割 労使間に話し合いのためのネット（網）をはり、紛争解決を支援します。

ロゴマークの役割 楕円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。公労使の三者楕円の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。

取扱業務

- 労働問題に関する相談（募集・採用を除く）
- 個別労働関係紛争のあっせん
- 労働争議のあっせん・調整・仲裁
- 不当労働行為事件の審査
- 労働委員会委員による定期労働相談会（要予約：原則毎月第2水曜日）

利用時間 平日 8:30～17:15
(事前予約の場合18:30まで受付)

相談ダイヤル 0120-77-6010
(ろうどう)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/roui/>

平成25年度個別労働関係紛争処理制度周知月間のPR活動実施計画について

1 目的

非正規労働者の増加等雇用形態の変化や労働組合の組織率の低下等を背景に、個々の労働者と事業主との間の労働関係紛争が増加し、加えて紛争内容も複雑化している状況等に対応し、これらの紛争を未然に防止するとともに、迅速かつ適切な解決を図るため、全国労働委員会連絡協議会が定めた「個別労働関係紛争処理制度周知月間」(10月)の周知・広報活動の一環として、島根県と共同歩調で同一日に街頭PR活動及び相談会を実施し、県民に対し個別労働関係紛争処理制度のより効果的な周知・利用促進を図るとともに、近年、労働相談で増加傾向にある職場におけるいじめや嫌がらせ、パワーハラスメント等を予防するためのセミナーの開催、高校生への労働問題啓発物の配布等、紛争予防の啓発取組みを行うもの。

〔注〕全国労働委員会連絡協議会とは、労働委員会相互の間の連絡を密にし、その事務の処理につき必要な統一と調整を図ることを目的に設置され、各都道府県労働委員会及び中央労働委員会で開催されている組織。

2 実施概要

(1) 街頭PR活動

平成25年10月6日(日)に、東部・中部・西部地区一斉に、大規模集客施設近辺において、労働関係機関の各相談窓口案内及び合同労働相談会のPR(ティッシュ配布)を実施する。

地区	日程	場所	対応委員
東部	10月6日(日) 午前10時～	イオンモール鳥取北 鳥取市晚稲	(労)池内委員 (使)宮城委員
中部	10月6日(日) 午前10時～	倉吉市 パープルタウン 倉吉市山根	(労)五十嵐委員 (使)稲井委員
西部	10月6日(日) 午前10時～	イオンモール日吉津 日吉津村日吉津	(労)小椋委員 (使)奥村委員

- 県中小企業労働相談所(みなくる)、法テラス及び商工労働部雇用人材総室と連携して実施する。
- 折り込みチラシの告知項目は、個別労働関係紛争処理制度周知月間、休日合同相談会、労働紛争予防セミナー、労使ネットとっとり相談フリーダイヤル、労働関係機関の各相談窓口案内等。
- 島根県は、同日、イオン松江店(松江市東朝日町)で街頭PR実施予定。

(2) 合同労働相談会

平成25年10月27日(日)に、労使ネットとっとり(鳥取県労働委員会 個別労使紛争解決支援センター)、県中小企業労働相談所(みなくる)、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取労働局、社会保険労務士会、県弁護士会と共催で、合同労働相談会を県内三地区一斉に開催する。

地区	日程	場所	対応委員
東部	10月27日(日) 午前10時～午後3時	鳥取市文化センター(鳥取市吉方温泉) 2階 会議室1、会議室2、大会議室	(公)三谷委員 (労)安養寺委員
中部	10月27日(日) 午前10時～午後3時	県立倉吉未来中心(倉吉市駄経寺町) 2階 セミナールーム5・7・8	(労)本川委員 (使)和田委員
西部	10月27日(日) 午前10時～午後3時	米子商工会議所(米子市加茂町) 7階 A, 第3会議室、賛助会員室	(公)石黒委員 (使)宮城委員

○島根県は、同日、くにびきメッセ(松江市学園南)にて労働相談会を開催予定。

(3) 労使ネットとっとり 労働紛争予防セミナー

【職場のいじめ・嫌がらせ、パワーハラスメント 一予防と解決に向けて】

日程	場所
10月23日(水) 午後1時15分～午後5時	場所：とりぎん文化会館 小ホール (鳥取市尚徳町) 参加者数：300名(手話通訳付き)

○第1部 調査研究・事例等報告

○第2部 パネルディスカッション

○出席者

- 金子 雅 臣 氏 (一般社団法人 職場のハラスメント研究所 代表理事)
 内 藤 忍 氏 (独立行政法人 労働政策研究・研修機構 副主任研究員)
 村 田 裕 子 氏 (東京人権啓発企業連絡会 啓発委員・東京ガス株式会社
 コミュニケーション支援室 主幹)
 内 藤 達 也 氏 (UAゼンセン グンゼ労働組合 中央執行委員長)
 濱 田 由 紀 子 (鳥取県労働委員会会長代理・公益委員)

3 周知広報活動

(1) まんがを活用した新聞広告への掲載

地区	日程	媒体	告知内容
全 域	10月12日(土) から14日(月・祝 日)までの1日	日本海新聞	個別労働関係紛争処理制度周知月間、 労使ネットとっとり周知関係、フリーダイヤル・労働相談 10/23労働紛争予防セミナー 10/27合同労働相談会

(2) 懸垂幕・横断幕掲出

地区	場所	告知内容
東 部	県庁舎議会棟 鳥取市東町	全国共通キャッチフレーズ 「ご存じですか労使ネットとっとり ～雇用 のトラブル まず相談～」
中 部	中部総合事務所 倉吉市東巖城町	労使ネットととりのロゴマーク
西 部	米子市武道館 米子市鞆町	相談フリーダイヤル

○掲出時期は、東部9月24日、中部10月1日、西部9月25日から開始し、10月末までを予定。

(3) クリアファイル配付 (未来の労働者・使用者である高校生向け啓発)

地区	日程	媒体	告知内容
全 域	教育委員会を通 じて配付	クリアファイル5,800部	労使ネットとっとり周知関係 フリーダイヤル・労働相談

○配布時期は、一般財団法人 鳥取県労働者福祉協議会が作成した「働きはじめるあなたへ(THE社会人基礎編)」等の高校3年生全員(約5800名)への配付に併せて行う。

(4) 民放局テレビスポットCM (15秒静止画)

地区	日程	媒体	告知内容
全域	10月12日(土)～ 21日(月)の10日 間	日本海テレビ、BSS テレビ、 山陰中央テレビの3 局 各12回	個別労働関係紛争処理制度周知月間 全国共通キャッチフレーズ 労使ネットとっとり周知関係 フリーダイヤル・労働相談 10/23労働紛争予防セミナー 10/27合同労働相談会

(5) CATVテレビスポットCM (静止画) (予定)

地区	日程	媒体	告知内容
西部	10月13日(日)～ 26日(土)の14日 間	中海テレビ	個別労働関係紛争処理制度周知月間 全国共通キャッチフレーズ 労使ネットとっとり周知関係 フリーダイヤル・労働相談 10/27合同労働相談会

(6) 鳥取県庁前電光掲示板 (お知らせ文字広告)

地区	日程	告知内容
東部	10月1日(火)～ 31日(木)	全国共通キャッチフレーズ、労使ネットとっとり、フリーダイヤル 「ご存じですか？労使ネットとっとり！雇用のトラブルは労使ネットととりに まず相談を。フリーダイヤル0120-77-6010(ろうどう)まで お電話くだ さい。」

(7) 県政だより (お知らせ欄)

地区	日程	媒体	告知内容
全域	10月上旬全戸配 布	10月号のお知らせ掲載	個別労働関係紛争処理制度周知月間 労使ネットとっとり フリーダイヤル 10/23労働紛争予防セミナー 10/27合同労働相談会